

新型コロナウイルス感染症対策に係る市立小中学校の今後の対応について

1 趣旨

全国的に新型コロナウイルス感染者が増加する中、現在、松本市内の小中学校においては、4月9日から5月6日まで臨時休業としていることから、5月7日以降の対応について協議するものです。

2 経過

- 2. 4. 7 国が緊急事態宣言を発令（7都府県）
塩尻市で感染者及び濃厚接触者判明
- 9 市内小中学校臨時休業（～5. 6）
- 1 4 県が長野圏域・松本圏域の発生段階区分を「Level 2」に引き上げ
両圏域に「新型コロナウイルス警戒宣言」を発令
- 1 6 国が全都道府県に緊急事態宣言を発令
- 1 7 県が「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態措置等」
を要請

3 5月7日以降の対応について

(1) 判断基準

- ア 県の発生段階の区分（Level 1～4）による判断
- イ 国、県の対応状況を踏まえての判断
- ウ 松本圏域の状況を踏まえての判断
（松本市教育委員会が策定した「新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドライン」（別紙1））

(2) 臨時休業が延長される場合

- ア 要件
 - (ア) 国の緊急事態宣言が延長された場合
 - (イ) 県が松本圏域を Level 3 以上に指定した場合
- イ 延長期間（案）
 - (ア) さらに1～2週間延長
 - (イ) 5月末まで延長
- ウ 学習保障の方法
 - (ア) 個人封筒による学校・家庭間の連絡
 - (イ) オンライン授業の案内（文科省、経産省、長野県等）
 - (ウ) 授業日数の確保（行事の中止、夏季休業の削減等）

(3) 分散登校になる場合

ア 要件

国の緊急事態宣言が解除され、松本圏域が Level 2 以下になった場合

イ 分散登校期間（案）

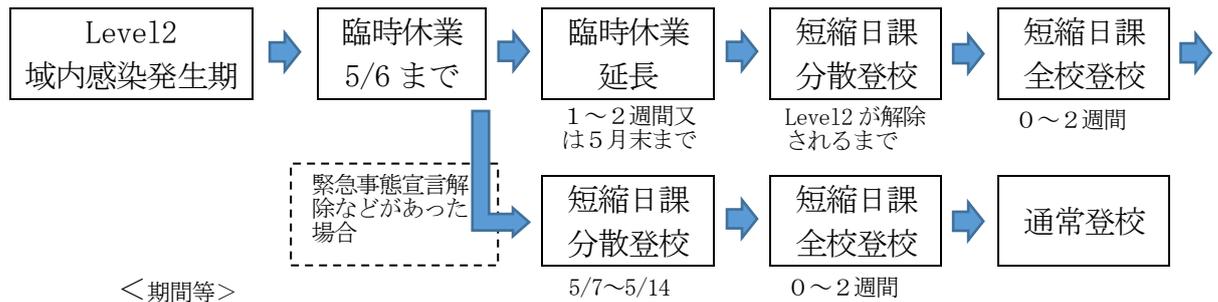
(ア) 5月7日（木）から5月14日（木）の1週間

(イ) 小規模校は、全校登校（短縮日課）とします。

ウ 登校方法等

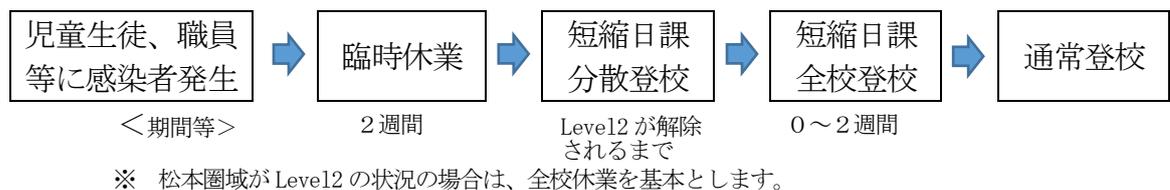
(ア) 登校方法については、各校からお知らせします。

(イ) 授業については、短縮日課とします。



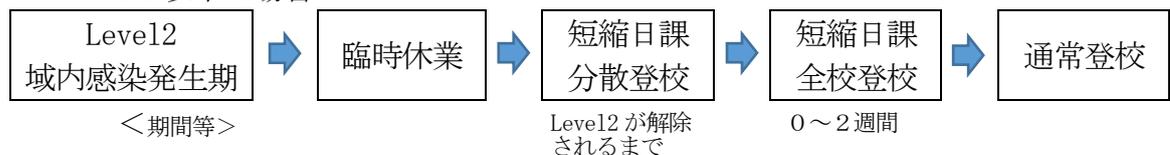
(4) 分散登校後のシミュレーション

ア 児童生徒、保護者、職員が感染した場合

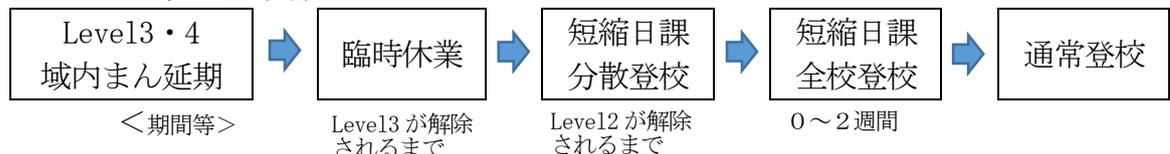


イ 地域における感染拡大の場合

・ Level 2 以下の場合



・ Level 3 以上の場合



(5) 再開後の学校運営

3月31日に策定した「新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドライン」に沿って感染症対策を実施します。

【参考】長野県の発生段階の区分

域内発生早期 【Level 1】	感染者数に関わらず、感染経路が特定（推定）できている状態 (県外での感染の可能性が高い事例、又は県内において感染し感染経路が特定（推定）できている事例のみの場合)
域内感染発生期 【Level 2】	① 感染経路が特定できない者が発生 ② 単発的なクラスターが発生又は感染者の濃厚接触者が確定できず、クラスターを形成するおそれがある事例が発生
域内まん延期 【Level 3】	① Level 2の①又は②に該当する事例が多数発生（概ね3例以上。ただし、①と②の要件を同時に満たす等リスクが極めて高い事例の場合は、2例とする） ② クラスターが多数発生
域内まん延期 【Level 4】	緊急事態宣言が発出された状態